Information

インフォメーション

平成29年8月28日

兵庫県警察

横断歩道は歩行者優先!!
「歩行者妨害」は交通違反!!

ドライバーの皆さん

自動車教習所で習ったこと実践できていますか？

横断歩道を歩行者が横断、または、横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止して、歩行者の通行を妨害してはいけません。

～歩行者横断中の死亡事故～
横断歩道での発生が約4割!

◎　道路交通法第38条第１項

車両等は、（中略）横断歩道等によりその進路の前方を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

反則金～大型１万２千円、普通９千円、二輪７千円、原付６千円
点数～２点

※　大型とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車等を示す。